

氏 名：大 澤 美 和
 学 位 の 種 類：博士（政策研究）
 学 位 記 番 号：博政策第七六号
 学位授与の日付：2018年3月3日
 学位授与の要件：学位規則第4条第1項
 学位論文題目：個人所得税の改革と展望
 —マーリーズ・レビュー提案を中心に—

主査：栗 林 隆（千葉商科大学大学院政策研究科教授 博士（経済学））
 副査：江波戸 順 史（千葉商科大学大学院政策研究科准教授 博士（政策研究））
 副査：石 山 嘉 英（千葉商科大学大学院政策研究科客員教授 Ph.D.）
 副査：齊 藤 壽 彦（千葉商科大学大学院政策研究科客員教授 博士（商学））
 副査：高 松 慶 裕（静岡大学大学院人文社会科学領域准教授 博士（商学））

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1. 学位請求者の略歴と研究業績

大澤美和氏は、平成元年3月に白百合女子大学文学部英文学科を卒業後、8年程度に渡って民間会社及び市役所等に勤務した経歴を有している。平成16年3月には、高千穂大学大学院経営学研究科修士課程を修了、さらに、平成18年3月には、東京国際大学大学院商学研究科博士前期課程を修了し、修士（経営学）及び修士（商学）の学位を取得している。平成24年4月に千葉商科大学大学院政策研究科博士後期課程に入学して、財政学の研究を本格的に始めた。平成27年3月に、博士候補として千葉商科大学大学院政策研究科博士後期課程を単位取得退学した。その後、博士論文の執筆の傍らで、千葉商科大学商経学部の非常勤講師として「経済学入門」の教鞭を取るようになった。

博士論文のテーマは、個人所得税の改革であり、その中心はマーリーズ・レビュー（*The Mirrlees Review : Dimensions of Tax Design* [2010], *Tax by Design* [2011]）である。大澤美和氏は、千葉商科大学大学院の『CUC Policy Studies Review』に5本、千葉商科大学の『千葉商大論叢』に1本の計6本の論文に加えて、日本財政学会において2度報告しており、すべてが首尾一貫したマーリーズ・レビューに関する研究業績である。

2. 本論文の問題意識

英国税制は、IFS が1978年に公表したミード報告の勧告とは異なる方向の改革がその後進められてきた。そこで、IFS は、英国税制に対する調査を実施し、ミード報告の後

継と位置づけられる税制改革案を公表した。それが、ジェームズ・マーリーズ (James, Mirrlees) を座長として作成された、マーリーズ・レビューである。

マーリーズ・レビューは、租税原則は税制全体、さらに給付を含めた財政全体の中で考慮すべきであると提案している。租税原則は、税制改革の指針となるが、マーリーズ・レビューでは、新しい知見のもと、税制のあり方が提案されている。とりわけ、マーリーズ・レビューによる課税の効率と公平を同時に達成させようとする提案は大変興味深い。しかし、一般的に考えれば、効率と公平を同時に求める改革は困難なものである。

本論文では、以上の現状を踏まえ、効率と公平の観点から、個人所得税、とりわけ、労働所得税に関して考察している。労働所得税の課税においては、効率と公平はトレード・オフの関係にあるが、マーリーズ・レビューでは、この関係を払拭し、効率と公平を同時に達成させる改革が提案されており、この改革の検討こそが本論文の主要な課題である。

3. 本論文の要旨

第1章では、マーリーズ・レビューの概要について精査している。英国税制が、ミード報告による勧告とは異なる形で改革が進められた結果、不公平、非効率、かつ複雑なものになっている。マーリーズ・レビューは、その英国税制の現状を勘案し、税制改革の望ましい方向性を示唆すべくIFSにより公表されたのである。マーリーズ・レビューの政策理念をみると、公平、中立、簡素、環境を基本原則とし、税制全体、さらには給付を含めた財政全体において、この原則が考慮されるべきであると考えている。また、税制全体において、効率と公平が同時に達成することを求めている。

第2章では、総合課税、分離課税、及び二元的所得税について考察し、望ましい個人所得課税のあり方を模索している。伝統的財政学では、資本所得への課税には長年に渡って賛否両論がある。つまり、労働所得から派生する資本所得への課税が二重課税ではないかとの論争である。マーリーズ・レビューは、主として公平の観点から、資本所得を非課税とすべきではないと主張している。また、二元的所得税は北欧諸国で採用されているが、導入から長期間が経過し、多くの問題点が指摘されている。二元的所得税は労働所得と資本所得を分離し、労働所得税の最低限界税率を資本所得に比例課税する場合、資本所得優遇との批判もあり、今後のさらなる改革も必要とされる過渡的な税制と言えるかもしれない。

第3章では、労働所得税のあり方について考察している。マーリーズ・レビューによれば、労働所得税の課税においては、厚生損失は小さくする一方で、所得再分配により社会的厚生が高められることが望ましい。労働所得税は、労働供給を減少させるので、効率を妨げる可能性がある。しかし、その累進課税のもとで所得再分配が行われれば、社会的厚生が高まるはずである。また、税率に関しては、高所得者に高税率を課すことで生じる厚生損失と低所得者が所得再分配から得る便益が等しくなるように設定するべ

きであると主張している。ただし、この場合、課税の効率と公平を同時に求めるわけであるが、そのトレード・オフを考えると、望ましい結果は簡単には導き出せない。マーリーズ・レビューは、税と給付の一体化を求めており、労働所得税に関してもこの一体化が実現すれば、効率と公平が同時に達成するかもしれない。

第4章では、マーリーズ・レビュー提案を踏まえ、資本所得税に関して考察している。まず、効率の観点から労働所得税と利子所得税を比較すると、いずれの課税も他方よりも優位になるケースがあるため、労働所得税と利子所得税との間に優劣をつけることはできない。なお、マーリーズ・レビューは、課税上、各資本所得を無差別に扱うことを求めている。この点を踏まえ、英国、米国、日本における利子所得、配当所得、株式譲渡益に対する課税、スウェーデンの二元的所得税をみると、マーリーズ・レビューが求めるような課税における資本所得の扱いは一律になっておらず、各国の経済社会情勢を反映していることがわかる。

第5章では、給付付き税額控除について考察している。給付付き税額控除とは、負の所得税を応用した制度であり、税と給付が一体になっている点にその特徴をみることができる。そのため、給付付き税額控除によれば、税額控除と給付が同じ枠組みにおいて実施されることで、労働意欲を高めるだけでなく所得再分配までも可能になるため、課税の効率と公平が同時に達成すると期待できよう。実際に、給付付き税額控除は、米国、英国、オランダ、カナダにおいて導入されており、その仕組みの検討は、今後の税制のあり方を考える上で重要な示唆を与えてくれる。

第6章では、税・給付制度のあり方について考察している。まず、労働参加税率（Participation Tax Rate : PTR）及び限界実効税率（Effective Marginal Tax Rate : EMTR）を用いて、低所得者の就労インセンティブに与える効果を検討した上で、この二つの税率概念を踏まえ、統合家族支援を中心に、税・給付制度に関して考察している。マーリーズ・レビューによれば、統合家族支援は、低所得に対して強い就労インセンティブを与えるように設計することができる。この点から、統合家族支援が実際に導入されたならば、英国における現行の給付付き税額控除の課題である就労インセンティブについては、改善に向かうと期待できよう。

第7章では、学童のいる母親と退職年齢の人々を対象とした“Tagging”による税制改革に関して考察している。“Tagging”は、人々を特性により分類して、就労インセンティブに対するその人々の反応を踏まえた、税・給付制度を構築するための改革である。マーリーズ・レビューは、学童のいる母親と退職年齢の人々に効果がある税・給付制度が構築されることで、就労インセンティブが強化されれば、社会的厚生が高まると分析している。さらに、マーリーズ・レビューは、税制全体の累進性を損なうことなく、労働供給を増加させる改革が必要であると主張している。このように、マーリーズ・レビューは、効率と公平が同時に成立することを求め、労働所得税、税と給付の一体化、“Tagging”を利用した就労の促進など多岐にわたる勧告を行っており、英国やその他の

先進国における税制改革にもその有用性は高いと推察される。

結語では、マーリーズ・レビュー提案を踏まえ、租税の機能及び租税原則との関係から、税制、財政、労働所得税、資本所得税、税・給付制度、統合家族支援、“Tagging”などについて論点を整理し、これらの論点を反映させる形で、労働所得税改革の今後のあり方を提言している。さらに、マーリーズ・レビュー提案を勘案して、日本の税制改革の方向性を示唆している。

4. 本論文の評価

本論文は、英国のIFSが1978年のミード報告から約30年ぶりに刊行した財政学史上に残るタックス・レポートであるマーリーズ・レビューのサーベイがベースになっている。マーリーズ・レビューは全世界の税制の専門家が注目し、その税制全体にわたる課税理念は、すべての国が税制改革を考える際に参考にすべき価値がある。

大澤美和氏は、マーリーズ・レビューのサーベイの方法として、労働所得税に焦点を当てた。労働所得税は第二次世界大戦後の資本主義の発展過程において、租税配分原則を能力説に依拠して課税の公平を目指すプロセスで、所得が租税負担能力の指標として望ましいことから、ほとんどの国で基幹税として導入されてきた経緯がある。そして、労働所得税の累進税率構造はビルトイン・スタビライザーを有し、財政の重要な機能のひとつである所得再分配機能を担っている。

大澤美和氏の学術的貢献のひとつとして、膨大なボリュームのマーリーズ・レビューを労働所得税に関する問題意識からサーベイしたことがあげられる。マーリーズ・レビューは、労働所得税の考察において、伝統的財政学における課税の公平よりも効率面を重視しているのが大きな特徴である。両者はトレード・オフの関係にあるが、マーリーズ・レビューでは、効率と公平のバランスを考慮しながら高いレベルで同時に達成する改革が提案されている。前述したように、労働所得税は能力説に依拠するから、租税と便益を分離して考えてきた。この点からも、マーリーズ・レビューの租税と給付を統合しようとの試みは斬新なアイデアであり、その解明こそが大澤美和氏の問題意識そのものと言えよう。

本論文の主要な学術的貢献は、第6章「労働所得税と給付の統合」と第7章「個人所得税と“Tagging”」に収斂される。

まず、第6章における労働参加税率の概念が新しい知見である。労働参加税率とは、就労意欲を考察する際に働くことによって課税されることだけではなく、働かないことによる給付が削減されることをも考慮した税率概念であり、伝統的財政学では議論がほとんどなく、近年の最適所得税論の発展過程で生じてきたものである。大澤美和氏は、マーリーズ・レビューが現実税制のフィージビリティに沿って提案する労働参加税率の方が、理論的な労働参加税率よりも広義で望ましいことを明らかにしている。同時に、就労意欲に影響を与えるもう一つの重要な税率概念である限界実効税率にも言及してい

るのは言うまでもない。

次に、第7章の“Tagging”も新しい知見である。“Tagging”とは、個人や世帯をその特性により分類して、就労インセンティブに対する人々の反応、世帯員の年齢による反応を利用する画期的な労働所得税の改革である。このような考え方も、伝統的財政学では議論がほとんどなく、やはり、最適所得税論の発展過程で確立された概念である。

本論文において、大澤美和氏は伝統的な労働所得税の欠点を明らかにし、その改革のためには、税制だけでは不十分であり給付面も同時に考慮すべきであることを明確に示した。そして、その具体的方法が、労働参加税率・限界実効税率・“Tagging”等の諸概念を改革に用いることである。つまり、本論文は伝統的な財政学では解決が困難な問題に対して、最新の理論的概念を応用することによって解決の道筋を付けたと評価できよう。

もっとも、本論文には次のような問題点がないわけではない。①マーリーズ・レビューは英国の税制改革案であるのに、マーリーズ・レビューが議論された背景である英国税制の変遷に関するサーベイが不十分である。②マーリーズ・レビューがリリースされてから長期間が経過しているのに、その後の英国の税制改革に与えた具体的な影響の考察が不十分である。③マーリーズ・レビューの税制全体の課税理念に関する考察が不十分である。

しかし、これらの問題点は、首尾一貫した問題意識から労働所得税に焦点を当てたからこそ生じた部分もあり、本論文の価値を損ねるものではない。大澤美和氏の今後の課題として、さらなる研究を進めることを期待して記したものである。

5. 結論

本論文は、財政学において高い価値を有するマーリーズ・レビューのサーベイをベースに多くの関係文献を読み込み、首尾一貫した問題意識から書かれており、学術的に優れた論文である。審査委員一同は、大澤美和氏提出の論文が本研究科の博士論文としての条件を十分に備え、博士（政策研究）の学位に値すると認めるものである。